

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

岐阜国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から60年11月まで
町が委託した集金人が毎月集金に来て、国民年金保険料を納付した。A町に転居するまで納付していたはずである。喪失手続をした記憶も無く、途中から未加入になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は20か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和50年2月に国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、B町（現在は、C市）の雇用促進住宅では、毎月、同町が委託した集金人により国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、毎月集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、婚姻後、厚生年金保険の会社を退職した直後（昭和54年4月）から国民年金に任意加入している上、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替えも適正に行われていることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から63年12月まで
② 平成元年4月から5年1月まで
③ 平成5年9月から同年12月まで

昭和56年ごろ、母親がA市役所で国民年金の加入手続をして、結婚するまでは母親が納付してくれていた。結婚後は、夫が夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び婚姻前の国民年金保険料の納付をその母親に任せていたが、その母親は当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況、婚姻前の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年8月に払い出されており、申立人の母親はさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立人の婚姻前の申立期間中、申立人の母親も大部分が未納期間及び免除期間であるため、当該期間の国民年金保険料をその母親が納付したと推定するのは困難である。

さらに、申立人は婚姻後の保険料納付は申立人の夫と一緒に納付していたとしているが、婚姻後の申立期間①及び②の前後の納付期間は、夫婦が同一の納付日となっていない上、申立人の夫も当該期間中、一部未納の期間があるため、当該時期において夫婦一緒に納付していたと推定するのは困難である。

加えて、申立人の母親及び夫が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、申立人の夫は納付済みであることが確認できる上、申立期間③以降の期間については、夫婦同一日に現年度納付していることが確認できることから、夫婦一緒に納付したとする申立人の主張は基本的に

信用できる。

また、申立人は、申立期間③前後の期間を納付していることが確認できる上、申立期間③の前後を通じて、申立人の生活環境に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 1 月まで
20 歳になった昭和 62 年*月に、住み込みで働いていた料理店の店主の妻が国民年金の加入手続をしてくれた。その後は、その店主の妻がその夫婦の国民年金保険料と一緒に納付したはずである。未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立期間中、一緒に納付していたとする勤務先であった料理店の店主及びその妻は納付済みとなっている。

また、勤務先の店主の妻から、「自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に、申立人の国民年金保険料も銀行で納付していた。申立人は中学校を卒業し自分の店に住み込みで勤務するようになったため、自分の子供同然に育て、身の回りに必要な物はすべて面倒を見ていた。申立人の同僚についても、同じように納付していた」という証言が得られた。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の同僚についても 20 歳から国民年金に加入し納付していることが確認できたことから、申立人の勤務先の店主の妻の証言は基本的に信用でき、従業員についてもその店主夫婦と同じように納付しようとした意思がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年3月まで
父親が私の国民年金の加入手続をして、保険料を納付していた。父親から、20歳から国民年金保険料を納付していると思うと聞いた。申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の父親は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の母親も国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の両親は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の弟については、社会保険庁の記録によると、資格取得時にさかのぼって過年度納付されていることが確認できることから、その父親はその弟と同様、申立人についても20歳の資格取得時にさかのぼって過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、「父親に20歳から国民年金保険料を納付していると思うと聞いた」との申立人の主張に不自然さは無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、19年6月1日であったと認められることから、申立期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については昭和17年6月から18年1月までは30円、同年2月から19年1月までは40円、同年2月から同年5月までは90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで

昭和15年3月にA学校を卒業して、同年4月にB社C工場に現地工として入社した。同工場で鋼製造に従事した。17年6月から19年5月までの間、私が厚生年金保険に加入していなかったことが理解できない。既に70年近くが経過し、当時のことを証明するものは何も無く、私自身でも同社を訪問し調査したが、当時の資料は会社にも無かった。管理する側に証明する書類が無いから年金が認められないというのは理不尽である。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後の鋼製造関係の職歴は無いとしている上、同社において鋼製造関係に従事していたとする記憶は詳細にわたり明確であるところ、同社によれば、鋼製造作業は同社C工場のみで取り扱っていたことが確認でき、かつ、同工場が大空襲（昭和19年）によって機銃掃射を受けた記憶及び申立人がその後、同社D工場において調質課に属し、八八高射砲等の砲身の焼き入れや焼き鈍しの仕事に携わったとの供述は、具体性があり、申立内容は、同社が保管する「A社50年史」における記載内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社C工場に勤務していたものと認められる。また、同社には、台風により当時の資料は保存されていないが、同社の当時の工場事務担当者は、「当時、日給月給による給料支払いを受けていた現地工（職工）は、全員が昭和17年6月1日からの労働者年金保険に加入していた」と証言している上、昭和16年4月に同工場へ現地工として入社して、

鋼製造に従事していたと供述している同年齢の複数の同僚には17年6月1日から労働者年金保険被保険者記録があることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、A社C工場の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、かつ、復元されておらず、また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては、同社C工場で鋼製造に従事していたと証言している複数の被保険者の記録が同社D工場から同社C工場へ修正されている上、旧台帳では確認できる同僚についても、社会保険事務所に保存されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（記号番号順）には、当該同僚の記載が無いなど、被保険者名簿とは異なり戦災による焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にあったものと考えられ、これらの状況の下で、その原因が申立人又は事業主のいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録管理が適切であったとは認め難く、申立人のA社C工場における加入記録が失われたと考えるのが相当であり、事業主は、申立人が主張する昭和17年6月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は19年6月1日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場に係る申立期間当時の被保険者名簿が現存しないため、厚生年金保険被保険者台帳の申立期間の同僚の標準報酬月額から、昭和17年6月から18年1月までは30円、同年2月から19年1月までは40円、同年2月から同年5月までは90円とすることが妥当である。

岐阜国民年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで
昭和44年12月からA社を父親(申立人)と母親で経営していた。
父親はすべてのことを管理しており、母親の国民年金保険料も納付となっていることから、父親自身の国民年金保険料も一緒に納付していたはずであり、母親も同様のことを言っていた。未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長女は、昭和44年12月からA社を申立人及びその妻で経営し、国民年金に加入し、保険料を夫婦一緒に納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は既に亡くなっており、その妻からも当時の状況を聞き取ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は未加入期間で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、A社にパートとして勤務していた従業員や関係人から聴取しても、申立人の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を裏付ける証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から46年10月まで

申立期間当時は、父親の扶養家族で、何もかも父親に頼っていた時期で私は何も分からないが、父親は私の国民年金を放っておくような人ではなく、私の国民年金保険料を納付していたと思われるので、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年9月に払い出されており、同年4月1日が資格取得日となっていることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人はその父親から国民年金手帳を受け取った記憶が無く、これまでに交付された国民年金手帳は1冊であると述べていることから、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 8 日から 20 年 8 月 25 日まで
当時の A 社は、軍需工業で飛行機の脚を製作しており、私は同社 B 工場の C 工場に勤務していたと記憶している。

平成 20 年 3 月 10 日付けで社会保険事務所から申立期間についての記録の回答があり、氏名「D」及び生年月日「大正 14 年」の者に脱退手当金として支給済みとのことであるが、氏名も生年月日も違っていることから納得がいかない。私は脱退手当金を受け取っていないので、支払ったとする記録を取り消して厚生年金保険の年金対象期間に加算してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る社会保険事務所で保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人が勤務していた当該事業所で申立人と同時期に資格喪失した 116 名の従業員の脱退手当金支給記録を調査したところ、67 名に脱退手当金の支給記録があり、資格喪失後約 8 か月以内にすべての者について脱退手当金の支給決定がなされており、申立人と支給日が同日となっている者も 5 名存在するほか、脱退手当金支給記録のある同僚は、「退職のときに事業所から脱退手当金を一時金として受け取った」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 21 年 4 月 5 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、社会保険事務所からの記録の回答について、氏名及び生年月日が相違していることから納得がいかないと主張しているところ、社会保険庁が管理しているオンライン記録も同様に氏名等が相違していたことが確認

(現記録補正済み) できるものの、当該オンライン記録は、オンラインシステム導入後の昭和 61 年から収録されているものであり、当該脱退手当金の支給決定時において確認している関連資料からは一連の事務処理として不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 8 月まで

昭和 39 年 4 月から 40 年 8 月まで A 社 B 工場（現在は、C 社 D 事業所）に勤務した。午前 7 時 30 分には出社し、午後 5 時過ぎまで石綿を袋に詰め隣の部屋まで運ぶ仕事をした。同じ仕事をしていた人は年上の 50 歳代くらいの人で話をしたことも無く、そのほかにはただ一人の同僚であり同級生だった「E 氏」もいたが、既に死亡しており証言者は無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社 B 工場に勤務していたと申し立てているが、当該事業所に照会したところ、人事記録に申立人の氏名は無いと回答している。

また、社会保険事務所が管理する A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、連番になっている上、申立人の記憶する同僚の名前も確認できない。

さらに、申立人は、同僚の名前を「E 氏」しか覚えておらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入し、連絡が取れた数名の従業員に、申立人と「E 氏」の勤務実態を照会したところ、両人のことを記憶している者はいなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月から 38 年 1 月まで
② 昭和 38 年 3 月から同年 12 月まで

昭和 37 年 3 月から 38 年 12 月まで A 社に勤務したが、厚生年金保険被保険者期間が 1 か月だけとなっていることに納得ができないので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に A 社で働いていた同僚の証言により、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所に 1 か月を超えて勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立期間内に中学校を卒業し昭和 37 年 4 月に入社した同僚 5 人の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 7 月 1 日になっているほか、複数の同僚から、入社後ある程度の勤務期間が経過しなければ厚生年金保険に加入させてもらえなかったとの証言を踏まえると、当該事業所においては、従業員のすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、事業主の妻は、申立人は臨時雇用の従業員であった旨を回答している上、複数の同僚は、申立人は短期間の勤務であったと証言している。なお、当該事業所における社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険被保険者期間が 1 か月又は 2 か月と短期間である従業員が複数名確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、当該事業所は平成 5 年 11 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 3 月まで
昭和 32 年 4 月に A 高校の夜間部に入学し、昼間は B 社で棒温度計の製作の仕事をした。同社での 2 年間で厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社における申立人が記憶している同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社に事業所照会をしたところ、「申立人は夜間高校生であり、夜間高校生は社会保険に加入させていなかったため、厚生年金保険被保険者としての届出は行っておらず、厚生年金保険料は控除していない」と回答している上、当時の同僚からも、「夜間高校生は社会保険に加入させてもらっていなかったと思う」との説明があった。

また、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、申立期間始期から 1 年後の昭和 33 年 4 月 1 日であることが社会保険事務所の記録から確認できる上、社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿は連番になっており、申立人及び申立人が記憶している夜間高校生であった同僚の名前も見当たらないことから、当該事業所では、勤務するすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない事情が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除について明確な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 29 日から 39 年 1 月 1 日まで

昭和 28 年 7 月 31 日に A 市 B 区にある C 社から転勤で、D 社（現在は、E 社）に自動車整備士として勤めることになり、55 年 8 月末日まで 27 年間在籍した。何人もの従業員の入れ替わりはあったが 27 年間勤めたのは私一人で、退職するころも 8 人くらいは就業していた。

健康保険、厚生年金保険、雇用保険も給料から差し引かれていた。将来年金問題がこのようなことになろうとは夢にも思わず、給与明細や証明になるものは一切手元に無い。社長は健康保険組合の設立に尽力した方で、昭和 31 年から 39 年まで健康保険組合に加入していたものと思っている。なぜ 8 年間も空白になっているのか非常に不明解だ。納得いく調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社が保管する「従業員名簿」及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に D 社において自動車整備に従事していたことは確認できる。

しかし、D 社に係る健康保険任意包括被保険者脱退認可申請・厚生年金保険任意適用取消申請が昭和 31 年 1 月 28 日に社会保険庁長官により認可された結果、同社は同年 1 月 29 日に健康保険・厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、申立人を含めて被保険者全員が厚生年金保険の資格を喪失している。

また、D 社が昭和 39 年 1 月 1 日に健康保険・厚生年金保険新規適用事業所となった時点で、申立人を含めて自動車整備に従事していた従業員は被保険者となっている。その後、同社は 49 年 6 月 1 日に発足した F 健康保険組合に加入している。

さらに、D 社における申立人の厚生年金保険記号番号は、申立期間の前後で異なっている上、申立人は申立期間中の昭和 35 年 10 月 1 日の国民年金制度創設と同時に国民年金に加入しており、当時の同僚の中にも申立人と同様、国民年金被保険者資格を取得した者がいる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 6 日から 28 年まで
② 昭和 28 年から 31 年 1 月

昭和 26 年 5 月 6 日から 28 年ころまで A 市にある B 社に勤務し、眼鏡枠を作る仕事をしていた。同社を退職後すぐに C 市の D 社（現在は、E 社）に 31 年 1 月ころまで勤務した。同社では、事業主の家の前で同僚と一緒に撮った写真がある。その同僚は同社での厚生年金保険被保険者期間に係る年金をもらっている。両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る B 社については、社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としては確認できず、申立人は退職後間もなく当該事業所が廃業したと述べており、事業主の消息が不明のため、関連資料及び証言を得ることができない。

また、申立人の当時の同僚氏名の記憶は、苗字のみであったことから、同僚を特定することができず調査ができなかった。

申立期間②に係る D 社については、同僚の証言から、申立人の勤務期間の特定はできないものの当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、写真と一緒に写っている同僚は昭和 32 年 4 月 1 日が当該事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日である上、33 年 10 月 1 日が資格取得日の同僚は、「昭和 28 年ないし 29 年ころから勤務していたが、国の規則で入ることになり、入る前は保険料を引かれていなかった」と証言している。

また、当該事業所は、社屋移転などにより申立期間②当時の賃金台帳等の資料は保管されていないと回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間②における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらない。

加えて、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。